

柏原市生産緑地地区追加指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市の市街化区域内において、農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和43年法律第68号。以下「法」という。）に基づく生産緑地地区の追加指定について、必要な事項を定めるものである。

(追加指定の要件)

第2条 追加指定ができる農地等は、法第3条第1項に規定する条件に該当し、次の各項に掲げるものとする。

- 1 既存の生産緑地地区に追加となる場合にあつては、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するもの
 - (1) 既存の生産緑地地区の整形化や複数地区の一団化が行われ、都市農地の機能向上が図れる農地等であること
 - (2) 30年以上にわたって農業の継続が見込める農地等であること
 - (3) 同一所有者等が所有し合計300㎡以上となる農地等であること
ただし、隣接する既存の生産緑地と一体性を有している農地等は、同一所有者等かつ同一従事者にて営農が行われるものに限り、既存の生産緑地と合わせて300㎡以上であれば本条件を満たすものとする
- 2 新たな生産緑地地区として追加になる場合にあつては、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するもの
 - (1) 農業活動、農地管理に必要となる道路に接している農地等であること
 - (2) 30年以上にわたって農業の継続が見込める農地等であること
 - (3) 同一所有者等が所有し合計300㎡以上となる農地等であること
- 3 廃止された、または廃止されようとしている生産緑地地区を再度生産緑地地区として指定する場合は、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当するもの
 - (1) 生産緑地地区に指定されてから申出基準日を経過している農地等で、継続して農地として保全されていること
 - (2) 特定生産緑地に指定されている場合は指定期限日を経過している農地等で、継続して農地として保全されていること
 - (3) 30年以上にわたって農業の継続が見込める農地等であること
 - (4) 同一所有者等が所有し合計300㎡以上となる農地等であること

(追加指定しない農地等)

第3条 前条の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する農地等は、生産緑地地区として追加指定は行わないものとする。

- (1) 法第10条第2項「生産緑地の買取りの申出」における主たる従事者の死亡・故障を

起因として法第 14 条「生産緑地地区内における行為の制限の解除」により生産緑地でなくなったもの（届出後の状況の変化により、現に、再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認できる場合等を除く。）

- (2) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項第 7 号及び同法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用の届出が行われているもの（届出後の状況の変化により、現に、再び農業の用に供されている土地で、将来的にも営農が継続されることが確認できる場合等を除く。）
- (3) 当該農地又はその所有者が所有する他の農地が、農地法第 32 条の規定により遊休農地とされているもの、又はそれに準じる不耕作地があると認められるもの
- (4) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条第 1 号に規定する土地区画整理事業が施工中又は施行予定の地区内にあるもののうち、追加指定により事業の施行に支障が生じるおそれのあるもの
- (5) 都市計画法第 59 条の規定により、許可又は承認が行われている道路、公園等の都市計画事業の事業地内にあるもの

（追加指定の申出）

第 4 条 追加指定の申出ができる者は、当該農地等の所有者とする。

- 2 追加指定を受けようとする者は、柏原市生産緑地地区追加指定申出書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。
 - (1) 柏原市生産緑地地区追加指定同意書（様式第 2 号）
 - (2) 柏原市生産緑地地区の追加指定に係る営農計画概要書（様式第 3 号）
 - (3) 当該農地等で耕作していることを証明する書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 追加指定の申出の期間は毎年 4 月 1 日から 5 月 31 日までとする。

（追加指定の手続き）

第 5 条 市長は、前条の規定による申出があったときは、その内容を審査し、追加指定する必要があると認めたものについて、生産緑地地区の追加指定に伴う都市計画の変更を柏原市都市計画審議会に諮らなければならない。

- 2 市長は、前項の審議会において都市計画の変更を認める決議を受けた生産緑地地区について、都市計画に定めるものとする。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、追加指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 この要綱に基づき生産緑地地区に追加指定された農地等は、生産緑地法において管理、運用されるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。